

## 令和2年度12月 所沢市農業委員会総会議事録

開催日時 令和2年12月25日 午前9時30分～10時30分  
開催場所 所沢市役所502会議室  
議 案 議案第1号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について  
議案第2号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について  
議案第3号 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について  
議案第4号 農用地利用集積計画の利用権設定の決定について

出席委員 1番 池田 正巳 2番 越阪部 勲 3番 越阪部 一  
4番 内野 喜昭 5番 糟谷 裕義 6番 増田 貴雄  
7番 池田 稔 8番 鈴木 浩之 9番 見澤 幸一  
10番 石井 一 11番 川口 浩 12番 栗原 茂  
13番 大舘 浩一 14番 石井 進 15番 水村 英紀  
16番 本橋 与志喜 17番 新井 祥穂

欠席委員 なし

農業委員会事務局の進行により、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による委員の過半数の出席があることを報告し開会。池田会長のあいさつの後、引き続き池田会長が議長となり議事を進めた。

議 長： 議事に入ります。

本日の総会の議事録署名委員に議席番号12番 栗原茂委員、13番 大舘浩一委員を指名いたします。

### 1 議案第1号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について

議 長： 「議案第1号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について」事務局から説明をお願いします。

事務局： 「議案第1号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について」御説明いたします。

申請番号1番、所在地は大字北岩岡字横松です。地目は登記、現況ともに畑です。面積は1,037平方メートルです。受人、渡人、耕作面積等は議

案書に記載のとおりです。申請事由は増反によるものです。権利事由は売買による所有権移転です。

以上の1件です。

議長： 申請番号1番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員： 現地を確認したところ、適切に管理されております。この申請については、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たすものと考えられます。審議のほどお願いいたします。

議長： 申請番号1番について、意見、質問はありますか。

意見、質問がないようですので、申請番号1番について、許可でよろしければ挙手願います。

委員： (全員挙手)

議長： 申請番号1番については、全会一致により許可とします。

## 2 議案第2号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について

議長： 「議案第2号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について」事務局から説明をお願いします。

事務局： 「議案第2号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について」御説明いたします。

申請番号1番、所在地は大字荒幡字岱谷です。地目は登記、現況ともに畑です。面積は170平方メートルです。受人、渡人は議案書に記載のとおりです。用途は駐車場です。権利事由は売買による所有権移転です。農地区分については上水道、下水道が整備され、半径500メートル以内に公共施設等が2つ以上あることから第3種農地と判断されます。申請事由は申請地を買い受け共同住宅のための駐車場を設置するものです。

申請番号2番、所在地は三ヶ島五丁目です。地目は登記、現況ともに畑です。面積は3.11平方メートルです。受人、渡人は議案書に記載のとおりです。用途は住宅用地です。権利事由は贈与による所有権移転です。農地区分については上水道、下水道が整備され、半径500メートル以内に公共施設等が2つ以上あることから第3種農地と判断されます。申請事由は申請地を譲り受け自宅への進入路の一部として敷地拡張するものです。

以上の2件です。

議長： 申請番号1番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員： 現地を確認したところ、適切に管理されております。事務局説明のとおり、第3種農地と判断されます。農地転用に関する許可基準からみて、許可の要件をすべて満たしており、転用はやむを得ないものと思われま。審議のほどお願いいたします。

議長： 申請番号1番について、意見、質問はありますか。

委員： 共同住宅はどこにあるのですか。

事務局： 申請地の北側に受人の居住地が隣接し、その北側になります。

委員： 共同住宅の所有者は誰ですか。

事務局： 受人です。

議長： ほかに意見、質問がないようですので、申請番号1番について、許可相当でよろしければ挙手願います。

委員： (全員挙手)

議長： 申請番号1番については、全会一致により許可相当とします。  
申請番号2番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員： 現地を確認したところ、適切に管理されております。事務局説明のとおり、第3種農地と判断されます。農地転用に関する許可基準からみて、許可の要件をすべて満たしており、転用はやむを得ないものと思われま。審議のほどお願いいたします。

議長： 申請番号2番について、意見、質問はありますか。

意見、質問がないようですので、申請番号2番について、許可相当でよろしければ挙手願います。

委員： (全員挙手)

議長： 申請番号2番については、全会一致により許可相当とします。

### 3 議案第3号 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について

議長： 「議案第3号 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について」事務局から説明をお願いします。

事務局： 「議案第3号 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について」御説明いたします。

申請番号1番、所在地は北野新町一丁目の2筆です。地目は登記、現況いずれも畑です。面積は2筆合わせて224.25平方メートルです。受人、渡人は議案書に記載のとおりです。用途は住宅用地です。権利事由は使用貸借権の設定です。農地区分については農地の一団性が10ヘクタール以上の第1種農地と判断されます。申請事由は申請地を父から借り受け自己用住宅を建築するものです。

申請番号2番、所在地は北中二丁目です。地目は登記、現況ともに畑です。面積は350平方メートルです。受人、渡人は議案書に記載のとおりです。用途は住宅用地です。権利事由は使用貸借権の設定です。農地区分については上水道、下水道が整備され、半径500メートル以内に公共施設等が2つ以上あることから第3種農地と判断されます。申請事由は申請地を妻から借り受け自己用住宅を建築するものです。

申請番号3番、所在地は大字山口字猪入の2筆です。地目は登記、現況いずれも畑です。面積は2筆合わせて689平方メートルです。受人、渡人は議案書に記載のとおりです。用途は資材置場です。権利事由は貸借権の設定です。農地区分については農地の一団性が10ヘクタール未満の第2種農地と判断されます。申請事由は申請地を借り受け資材置場を設置するものです。

申請番号4番、所在地は大字坂之下字乙明改原の3筆です。地目は登記、

現況いずれも畑です。面積は3筆合わせて796平方メートルです。受人、渡人は議案書に記載のとおりです。用途は店舗です。権利事由は賃貸借権の設定です。農地区分について、東側1筆は半径300メートル以内に高速自動車道の出入口があることから第3種農地と判断され、西側2筆は農地の一団性が10ヘクタール未満の第2種農地と判断されます。申請事由は申請地を借り受け店舗を建築するものです。なお、今回は隣接地の山林や雑種地も含めた店舗建築計画であり、総敷地面積は実測で2,632.83平方メートルとなります。

申請番号5番、所在地は大字本郷字大波の2筆です。地目は登記、現況いずれも畑です。面積は2筆合わせて232.85平方メートルです。受人、渡人は議案書に記載のとおりです。用途は住宅用地です。権利事由は使用貸借権の設定です。農地区分については農地の一団性が10ヘクタール以上の第1種農地と判断されます。申請事由は申請地を兄弟から借り受け自己用住宅を建築するものです。

申請番号6番、所在地は若狭三丁目です。地目は登記、現況ともに畑です。面積は273平方メートルです。受人、渡人は議案書に記載のとおりです。用途は住宅用地です。権利事由は使用貸借権の設定です。農地区分については上水道、下水道が整備され、半径500メートル以内に公共施設等が2つ以上あることから第3種農地と判断されます。申請事由は申請地を父から借り受け自己用住宅を建築するものです。

以上の6件です。

- 議長： 申請番号1番について審議します。地区担当の意見をお願いします。
- 委員： 現地を確認したところ、適切に管理されております。事務局説明のとおり、第1種農地と判断されます。農地転用に関する許可基準からみて、許可の要件をすべて満たしており、転用はやむを得ないものと思われま。審議のほどお願いいたします。
- 議長： 申請番号1番について、意見、質問はありますか。  
意見、質問がないようですので、申請番号1番について、許可相当でよろしければ挙手願います。
- 委員： (全員挙手)
- 議長： 申請番号1番については、全会一致により許可相当とします。  
申請番号2番について審議します。地区担当の意見をお願いします。
- 委員： 現地を確認したところ、適切に管理されております。事務局説明のとおり、第3種農地と判断されます。農地転用に関する許可基準からみて、許可の要件をすべて満たしており、転用はやむを得ないものと思われま。審議のほどお願いいたします。
- 議長： 申請番号2番について、意見、質問はありますか。  
意見、質問がないようですので、申請番号2番について、許可相当でよろしければ挙手願います。
- 委員： (全員挙手)
- 議長： 申請番号2番については、全会一致により許可相当とします。  
申請番号3番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

- 委員： 現地を確認したところ、適切に管理されております。事務局説明のとおり、第2種農地と判断されます。農地転用に関する許可基準からみて、許可の要件をすべて満たしており、転用はやむを得ないものと思われま。審議のほどお願いいたします。
- 議長： 申請番号3番について、意見、質問はありますか。
- 委員： 申請地の東側と西側の地目は何ですか。
- 事務局： 両方とも雑種地です。昭和63年に資材置場として農地転用の許可を得ています。
- 委員： 南側の土地の地目は何ですか。
- 事務局： 雑種地です。東側、西側と同様に昭和63年に資材置場として農地転用の許可を得ています。
- 議長： ほかに意見、質問がないようですので、申請番号3番について、許可相当でよろしければ挙手願います。
- 委員： (全員挙手)
- 議長： 申請番号3番については、全会一致により許可相当とします。  
申請番号4番について審議します。地区担当の意見をお願いします。
- 委員： 現地を確認したところ、適切に管理されております。事務局説明のとおり、第2種及び3種農地と判断されます。農地転用に関する許可基準からみて、許可の要件をすべて満たしており、転用はやむを得ないものと思われま。審議のほどお願いいたします。
- 議長： 申請番号4番について、意見、質問はありますか。  
意見、質問がないようですので、申請番号4番について、許可相当でよろしければ挙手願います。
- 委員： (全員挙手)
- 議長： 申請番号4番については、全会一致により許可相当とします。  
申請番号5番について審議します。地区担当の意見をお願いします。
- 委員： 現地を確認したところ、適切に管理されております。事務局説明のとおり、第1種農地と判断されます。農地転用に関する許可基準からみて、許可の要件をすべて満たしており、転用はやむを得ないものと思われま。審議のほどお願いいたします。
- 議長： 申請番号5番について、意見、質問はありますか。
- 委員： 受人と渡人の関係を説明してください。
- 事務局： 受人と渡人は兄弟で、渡人は受人の兄と弟です。
- 委員： 受人はどこに住んでいるのですか。
- 事務局： 現在は親、兄と暮らしています。親元では家族が多く手狭になっていることから、今回、自宅を建築する計画です。
- 議長： ほかに意見、意見、質問がないようですので、申請番号5番について、許可相当でよろしければ挙手願います。
- 委員： (全員挙手)
- 議長： 申請番号5番については、全会一致により許可相当とします。  
申請番号6番について審議します。地区担当の意見をお願いします。
- 委員： 現地を確認したところ、適切に管理されております。事務局説明のとおり、

第3種農地と判断されます。農地転用に関する許可基準からみて、許可の要件をすべて満たしており、転用はやむを得ないものと思われま。審議のほどお願いいたします。

議長： 申請番号6番について、意見、質問はありますか。

意見、質問がないようですので、申請番号6番について、許可相当でよろしければ挙手願います。

委員： (全員挙手)

議長： 申請番号6番については、全会一致により許可相当とします。

#### 4 議案第4号 農用地利用集積計画の利用権設定の決定について

議長： 「議案第4号 農用地利用集積計画の利用権設定の決定について」事務局から説明をお願いします。

事務局： 「議案第4号 農用地利用集積計画の利用権設定の決定について」御説明いたします。

申請番号1番、受人、渡人、営農面積、貸借料は議案書に記載のとおりです。所在地は北野二丁目の2筆です。現況地目はいずれも畑で、面積は2筆合わせて2,063平方メートルです。以前からの賃貸借契約を更新するので、契約期間は令和3年1月1日から令和5年12月31日までの3年間です。

申請番号2番、受人、渡人、営農面積、貸借料は議案書に記載のとおりです。所在地は北野三丁目です。現況地目は畑で、面積は1,463平方メートルです。新規に賃貸借契約を結ぶもので、契約期間は令和3年1月1日から令和7年12月31日までの5年間です。

申請番号3番、受人、渡人、営農面積、貸借料は議案書に記載のとおりです。所在地は北野三丁目です。現況地目は畑で、面積は2,293平方メートルです。新規に賃貸借契約を結ぶもので、契約期間は令和3年1月1日から令和7年12月31日までの5年間です。

申請番号4番、受人、渡人、営農面積、貸借料は議案書に記載のとおりです。所在地は北野三丁目の2筆です。現況地目はいずれも畑で、面積は2筆合わせて3,397平方メートルです。新規に賃貸借契約を結ぶもので、契約期間は令和3年1月1日から令和7年12月31日までの5年間です。

申請番号5番、受人、渡人、営農面積は議案書に記載のとおりです。所在地は大字中富字月野原の2筆です。現況地目はいずれも畑で、面積は2筆合わせて1,229平方メートルです。新規に賃貸借契約を結ぶもので、契約期間は令和3年1月1日から令和7年12月31日までの5年間です。

申請番号6番、受人、渡人、営農面積、貸借料は議案書に記載のとおりです。所在地は大字北岩岡字林前の2筆です。現況地目はいずれも畑で、面積は2筆合わせて2,547平方メートルです。新規に賃貸借契約を結ぶもので、契約期間は令和3年1月1日から令和12年12月31日までの10年間です。

申請番号7番、受人、渡人、営農面積は議案書に記載のとおりです。所在地は大字南永井字南一本木の2筆です。現況地目はいずれも畑で、面積は2筆合わせて3,726平方メートルです。以前からの使用貸借契約を更新するもので、契約期間は令和3年1月1日から令和4年12月31日までの2年間です。

申請番号8番、受人、渡人、営農面積は議案書に記載のとおりです。所在地は林一丁目です。現況地目は畑で、面積は871平方メートルです。新規に使用貸借契約を結ぶもので、契約期間は令和3年1月1日から令和7年12月31日までの5年間です。

以上の8件です。

議長： それでは、申請番号1番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員： 現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、当該計画については、妥当なものと思われます。審議のほどお願いいたします。

議長： 申請番号1番について、意見、質問はありますか。  
意見、質問がないようですので、申請番号1番について、決定でよろしければ挙手願います。

委員： (全員挙手)

議長： 申請番号1番については、全会一致により決定とします。  
申請番号2番から4番ですが、関連しますので一括で審議してよろしいでしょうか。

委員： 異議なし。

議長： それでは、申請番号2番から4番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員： 現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、当該計画については、妥当なものと思われます。審議のほどお願いいたします。

議長： 申請番号2番から4番について、意見、質問はありますか。  
意見、質問がないようですので、申請番号2番、3番及び4番について、決定でよろしければ挙手願います。

委員： (全員挙手)

議長： 申請番号2番、3番及び4番については、全会一致により決定とします。  
申請番号5番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員： 現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、当該計画については、妥当なものと思われます。審議のほどお願いいたします。

議長： 申請番号5番について、意見、質問はありますか。  
意見、質問がないようですので、申請番号5番について、決定でよろしければ挙手願います。

委員： (全員挙手)

議長： 申請番号5番については、全会一致により決定とします。

申請番号6番について審議します。地区担当の意見ををお願いします。

委員： 現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、当該計画については、妥当なものと思われます。審議のほどお願いいたします。

議長： 申請番号6番について、意見、質問はありますか。  
意見、質問がないようですので、申請番号6番について、決定でよろしければ挙手願います。

委員： (全員挙手)

議長： 申請番号6番については、全会一致により決定とします。

申請番号7番について審議します。地区担当の意見ををお願いします。

委員： 現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、当該計画については、妥当なものと思われます。審議のほどお願いいたします。

議長： 申請番号7番について、意見、質問はありますか。  
意見、質問がないようですので、申請番号7番について、決定でよろしければ挙手願います。

委員： (全員挙手)

議長： 申請番号7番については、全会一致により決定とします。

申請番号8番について審議します。地区担当の意見ををお願いします。

委員： 現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、当該計画については、妥当なものと思われます。審議のほどお願いいたします。

議長： 申請番号8番について、意見、質問はありますか。  
意見、質問がないようですので、申請番号8番について、決定でよろしければ挙手願います。

委員： (全員挙手)

議長： 申請番号8番については、全会一致により決定とします。

## 5 報告事項について

議長： 報告事項について事務局から報告をお願いします。

事務局： 報告事項について御報告いたします。

「報告事項1 農地法第3条の3第1項による所有権移転の届出について」は、6件の届出がありました。

「報告事項2 農地法第4条の規定による届出について」は、1件の届出がありました。

「報告事項3 農地法第5条の規定による所有権移転の届出について」は、7件の届出がありました。

「報告事項4 農地法第5条の規定による貸借権設定の届出について」は、1件の届出がありました。

「報告事項5 相続税の納税猶予に関する適格者証明書について」は、1  
件の証明をしました。  
以上です。

議 長： 以上で、すべての議事を終了します。

川口会長職務代理者により閉会した。